産地基幹施設等支援タイプのポイント制度

- 1 本支援タイプは、産地が低コスト化、高品質化などに取り組む上で必要となる産地基幹施設等の整備を支援するものです。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の取組をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 成果目標は、産地として取り組む目標に沿って複数の成果目標の中から2 つを選択することとしているため、一つの目標で先進的な取組を行っている 産地であっても、別の目標で高いポイントを取得することが可能です。

【ポイントの例(1つの目標につき15点満点)】

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の10a当たり収量を3% 以上増加。 15%以上・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・ 8ポイント 9%以上・・・・・・・ 6ポイント 6%以上・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・ 2ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。62.0%以上・・・・・・5ポイント47.3%以上・・・・・32.5%以上・・・・・2ポイント17.8%以上・・・・・1ポイント3.0%以上・・・・・1ポイント

※ 実施主体は2つの目標を選択(30点満点)。このほか、担い手加算や都道 府県加算、優先枠加算などの加算措置あり。(最高37点)

【成果目標の選択の例】

野菜の集出荷施設を導入する場合、以下の8つの成果目標から2つを選択。

- ① 「秀品」等の上位規格品の割合増加
- ② ブランド野菜の割合増加
- ③ 生産コスト又は流通コストの縮減
- ④ 労働時間の縮減

- ⑤ 契約取引の割合増加
- ⑥ 加工・業務用向け割合の増加
- ⑦ 海外向け割合の増加
- ⑧ 販売額の増加

産地の持続・発展性の確保に向け、担い手の育成・確保の取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

1 担い手加算ポイント

事業利用者や事業の受益面積の全て又は一定割合が担い手等である場合、事業申請時に3ポイントを加算します。

2 農地中間管理機構との連携強化加算ポイント

農地中間管理機構による担い手への農地集積と連動した施設整備を行う場合に、事業申請時に3ポイントを加算します。

担い手加算ポイントとは・・・

担い手の育成・確保と連携した施設整備を推進するため、次の要件を満たす場合に事業申請時に3ポイントを加算します。

- ① 農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が人・農地プランの「中心経営体」又は担い手である場合
- ② JA、市町村など農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の7割以上が担い手のものである場合 等

農地中間管理機構との連携強化ポイントとは・・・

直近1年(事業実施の前年1月から12月までの間をいう。)の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構による担い手への新規集積面積」の占める割合が 5割以上の場合に、事業申請時に3ポイントを加算します。

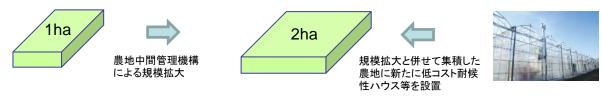
(判定方法)

施設の受益者(担い手)の農作物作付における機構新規集積面積の計

施設の受益者の農作物作付の規模拡大面積の計

≧ 5割

パターン① 農地中間管理機構を通じて集積した農地にハウスを整備する場合



パターン② 農地中間管理機構を通じて規模拡大が図られたことにより、新たに集出荷施設等を整備する場合



「攻めの農業」を実現するため、以下の取組を優先枠を 設置することにより積極的に支援します。

集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化(20億円)

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合 理化を支援します。

次世代施設園芸の取組拡大に向けた体制整備 (20億円) 2

高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設 や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備を支援します。

3 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備(30億円)

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援しま す。

事業申請時のポイント加算(5ポイント)など 特例を設けて支援します。

再編とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用 や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置









パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化







パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化







集荷 出荷

精米 保存

次世代型大規模園芸施設とは・・

- ①高度環境制御技術の導入、②地域エネル ギー等の活用による化石燃料依存からの脱却、
- ③雇用労働力を活用した温室の大規模化、関連施設の集積による効率化により、周年·計画生産による収益性向上を実現する、大規模な



次世代型施設園芸技術実証温室とは・・

次世代施設園芸技術習得支援事業において ①高度環境制御技術や②雇用型生産管理技 術、③省力化技術の実証・研修を行う実証温 室(30a~1ha)



中山間地域の競争力強化とは・・・

- ①中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
- ②知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能

中山間地農業ルネッサンス事業

国の中山間地農業振興指針(平成29年3月1日施行)に即して、 複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業 振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき、支援事業の 優先採択等を実施

中山間地農業 ルネッサンス事業

地域別農業振興計画

【記載内容】

- 1 地域の概要
- 2 現状と課題
- 3 課題を踏まえた当該地域の中山間地農 業における取組方針
- 4 推進体制
- 5 実施事業



支援事業 (うち強い農業づくり交付金)

【施設整備の例】

優先枠を設けて関連する施設整備を支

援



低コスト耐候性ハウス



穀類乾燥調製施設

6. 対策の評価



成果目標の設定と達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に 沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度 として設定します。
- ② 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府 県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、 都道府県に報告します。
- ③ 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。





成果目標の達成 状況を評価



お問い合わせ先

農林水産省 (URL)http://www.maff.go.jp/

產地基幹施設関係 生產局総務課生產推進室 担当:企画調整班、事業推進班 Tel 03-3502-5945

東北農政局 (URL) http://www.maff.go.jp/tohoku/

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 Ta.022-221-6179

<u>関東農政局</u> (URL)http://www.maff.go.jp/kanto/

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 Tel 048-740-0407

北陸農政局 (URL) http://www.maff.go.jp/hokuriku/

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、調整係 Tel 076-232-4302

<u>東海農政局</u> (URL)http://www.maff.go.jp/tokai/

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 Tel052-223-4622

<u>近畿農政局</u> (URL)http://www.maff.go.jp/kinki/

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、調整係 Tel 075-414-9020

中国四国農政局 (URL) http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/tsuyoi/index.html

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 TE.086-224-9411

九州農政局 (URL) http://www.maff.go.jp/kyusyu/

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 Tel.096-300-6217

[内閣府沖縄総合事務局] (URL)http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html

産地基幹施設関係 農林水産部生産振興課 担当:課長補佐(農産)、生産総合指導係 Tel 098-866-1653

【ご参考】

【農水省事業】

昨年の 公募パンフレット

有機JAS認証取得等支援事業の公募のお知らせ

(一社)全国農業改良普及支援協会は、農水省の補助事業で、

有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け<u>有機JAS認証を新規</u>

に取得する農業者等を対象に、認証取得の申請や

輸出向け商談等に必要な経費を支援する

事業を以下のとおり実施します。

~支援を希望する者は、ふるって御応募ください!~

1. 公募期間

平成31年2月22日(金)~平成31年3月15日(金)

2. 対象者

- ①農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合等の農業者の組織する団体又は農畜産物の生産を行う事業者
- ②有機加工食品の製造に取り組む事業者
- ③協議会(構成員に農業者等、食品製造事業者、流通・販売事業者等のいずれかが含まれていること)

3. 支援内容

- ①有機JAS認証の取得
- **②商談**
- ③商品開発
- ④機械等リース導入

詳細は、裏面を御覧ください。

お問合わせ先

(一社)全国農業改良普及支援協会(有機JAS事業担当) TEL:03-5561-9562

HP: http://www.jadea.org/

農林水産省生産局農業環境対策課(有機農業グループ) TEL:03-6744-2114

HP: http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html

【ご参考】

4. 支援内容

昨年の 公募パンフレット

(1)有機JAS認証の取得···補助率:定額

有機JAS認証(農畜産物、加工、小分け)を新規に取得するための<u>審査費用</u>(必須とされている講習会等の受講料、申請料、検査料、判定料など)

(2) **商談···**補助率: 定額

国内外の輸出商談展示会への出展、海外バイヤー等との間で行う<u>商談に要する費用</u> (商談のための旅費(宿泊費含む)、通訳費、出展費、運搬料など)

(3) 商品開発…補助率: 定額

輸出向け有機農畜産物等の<u>試作品の開発に要する費用</u> (原材料費、委託費など)

(4)機械等のリース導入・・・補助率: 400万円以内(リース物件の1/2以内) 有機JAS認証の取得、生産拡大、有機加工食品の開発のために導入する機械等の リース費用

(リース借上費、運搬費)

※本取組は、「5. 対象者の要件②の取組目標」のうち、ア又はイの目標を設定した場合に限る。

5. 対象者の要件

- ① GFP ※1のコミュニティサイトに登録すること
- ② 応募時に、次のいずれかの取組目標を設定すること ア 2020年度までに、有機農畜産物等を新規に輸出 イ 2020年度までに、農畜産物・加工食品の輸出数量(又は輸出額)を 2017年度比105%以上
 - ウ 2019年度までに、GFP輸出診断※2の受診及び商談会に有機農畜産物等を出展
- ③ ②の取組目標を達成できなかった場合、自己負担で取組を続けること

※1:農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクト http://www

http://www.gfp1.maff.go.jp/

※2:GFPのコミュニティサイトに登録した者を対象とした、「輸出可能性」を診断するコンテンツ



6. 補助の流れ

- ① 対象者に採択された者は、交付申請書を提出し、<u>交付決定の通知を受け、取組を開始</u> (<u>交付決定の通知を受ける前に既に始めている取組は、補助の対象外</u>)
- ② 交付決定通知に記載の「事業実施期間の終期」までに完了した取組が補助の対象
- ③ 取組完了後、対象者は実績報告書を作成し、証拠書類(領収書等)を添付して提出
- ④ 実績報告書及び証拠書類で確認できた経費について、上限の範囲内で補助金を交付
- ⑤ その他、対象者は実施要領に基づき、定期的に取組目標の進捗状況等を報告